

離婚届 記入例

★令和8年4月1日から様式が変わりました。

- 離婚後も婚姻中の氏を名乗る場合の記入例は裏面参照。
- 未成年の子がいる場合、親権者をどちらか一方に定めても子の戸籍は移動しません。親権者と同じ氏・戸籍にする手続きは窓口でおたずねください。

- ◆ 鉛筆や消せるボールペンで書かないでください。
- ◆ 窓口が休みの時も届出はできますが、時間外・休日窓口（当直室）では受け取りのみで内容の審査は行っておりませんので、前もって市民課で確認を受けておいてください。不備がある場合、後日開庁時間内にご来庁いただくことがあります。

届出日(提出する日)

同時に住所変更(転入・転居)するときは新住所を記入
※ 別に住所異動届による手続きが必要

実父母の氏名を記入
※ すでに亡くなられていても記入
※ 父母が離婚されているときは、現在の氏名を記入

養父母がいる方は、養父母の氏名を記入

旧姓に戻る方のみ記入
※ 婚姻中の氏を引き続き名乗る方は裏面参照

未成年の子がいるとき夫妻の双方または一方が親権を持つか決定し、子の氏名を記入
※ 子の戸籍は移動しません。別の戸籍の親権者と同じ氏・戸籍にする手続きは窓口でおたずねください。

未成年の子がいる場合は、夫と妻がそれぞれチェック

昼間連絡の取れる電話番号

分受領		受理第 号	
通知(送付) 令和 年 月 日		第 号	
愛知県安城市市長			
離婚届			
令和 〇 年 〇 月 〇 日届出			
愛知県安城市市長			
(フリガナ) 夫 アンジョウ タロウ 妻 アンジョウ ハナコ			
(1) 氏名	安城 太郎	安城 花子	
生年月日	昭和 62 年 5 月 1 日	昭和 2 年 3 月 1 日	
住所	安城市和泉町 大下 3 8 番地	安城市桜井町 大役田 1 番地	
本籍	愛知県安城市和泉町大下 3 8 番地		
(2) 氏名	安城 太郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父 安城 正男 続き柄 長男	妻の父 名古屋 温夫 続き柄 二女	
父母との続き柄	母 刈谷 春江	母 咲美	
養父母の氏名	養父 安城 榮 続き柄 養子	養母 安城 令子 続き柄 養女	
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判		
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
未成年の子の氏名	愛知県安城市里町四丁目 1 2 番 4 号 名古屋 花子 父母双方が親権を行う子 安城一郎、安城桃佳 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
連絡先	夫 電話 0566-XX-XXXX 自宅 携帯 勤務先	妻 電話 090-XXX-XXXX 自宅 携帯 勤務先	※日中連絡がとれる番号を記入してください。
事件簿番号			

(6) 同居の期間	昭和 28 年 4 月 から 昭和 元 年 7 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7) 同居の期間	昭和 28 年 4 月 から 昭和 元 年 7 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(8) 別居する前の住居	<input checked="" type="checkbox"/> 次の住所と同じ <input type="checkbox"/> 次の住所と同じ <input type="checkbox"/> 1. 農業または農業者その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3.に当てはまらない常勤労働者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	
(10) 夫妻の職業	夫の職業 _____ 妻の職業 _____ (昭和28年4月1日から昭和33年3月31日まで届出をするときだけ記入してください)
届出人署名	夫 安城 太郎 妻 安城 花子

本人による署名

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名	安城 正夫 岡崎 春子
生年月日	昭和 34 年 5 月 10 日 昭和 3 年 8 月 9 日
住所	安城市和泉町 大下 3 8 番地 2 安城市桜井町 1 8 番 2 3 号
本籍	愛知県安城市和泉町 大下 3 8 番地 愛知県西尾市寄住町 下田 2 2 番地

協議離婚の場合、離婚による当事者以外で18歳以上の方2人の署名が必要

未成年の子や経済的に自立していない子がいる場合は記入

★持参していただくもの★

- 1 離婚届
- 2 届書を持参する方の本人確認書類
* 運転免許証、マイナンバーカード等
- 3 国民健康保険の資格確認書
* 安城市在住の加入者のみ
- 4 裁判離婚のときは裁判所からの書類

※住所を変更する方は別に住民異動届による手続きが必要です。
(市外からの転入は転出証明書が必要)

未成年の子がいない場合は、次のとおり記入してください。

今後離婚の際に別居する場合は、左の欄に何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を出す必要があります。)

(5)について複数の子の親権を行う場合でも、氏を省略せず全員の名前を記載してください。

(6)について同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月の早いほうを書いて届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次のとおり記入してください。

未成年の子の育つ分について
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
 子育ての分担: 子の身の回りの世話を取決めを分担したり、子に預かること、父縁の一方が全て行うとの取決めをしている場合も、「取決めをしていない」として記入してください。

養育費について
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
 親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的な交流を維持し、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合も、「取決めをしていない」として記入してください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られませんが)がいる場合は、次のとおり記入してください。
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
 まだ、決めていない。未成年の子については、取決めをし、養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等)の世帯により養育費を支払うなどの取決めをしている場合も「取決めをしていない」として記入してください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担などの場合には、子の利益を最も優先して考えなければならず、各市区町村の窓口において配布している法律相談費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた「離婚届の記入例」を参考にしてください。

法務省 離婚

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合があります。【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】

「離婚届」と「離婚の際に称していた氏を称する届」を同時に出す場合～離婚後も引き続き婚姻中の氏を名乗る場合～

同時に住所変更(転入・転居)するときは新住所を記入
※ 別に住所異動届による手続きが必要

実父母の氏名を記入
※ すでに亡くなられていても記入
※ 父母が離婚されているときは、現在の氏名を記入

養父母がいる方は、養父母の氏名を記入

未成年の子がいるとき夫妻の双方または一方が親権を持つか決定し、子の氏名を記入
※ 子の戸籍は移動しません。別の戸籍の親権者と同じ氏・戸籍にする手続きは窓口でおたずねください。

未成年の子がいる場合は、夫と妻がそれぞれチェック

昼間連絡の取れる電話番号

本人による署名

証人欄の記載は裏面参照
協議離婚の場合、離婚による当事者以外で18歳以上の方2人の署名が必要

受理 第 号 通知(送付) 令和 年 月 日 第 号	
離婚届 令和 〇年 〇月 〇日届出 愛知県安城市市長	
(フリガナ) 夫 アンジョウ タロウ 氏名 安城 太郎 生年月日 平成 6 年 5 月 1 日	(フリガナ) 妻 アンジョウ ハナコ 氏名 安城 花子 生年月日 平成 2 年 3 月 1 日
住所 (住民登録をして いるところ) 安城市和泉町 大下38番	住所 (住民登録をして いるところ) 安城市桜井町 大役田1番1号 コーポSAKURA101
本籍 (外国人のときは 国籍を記入) 愛知県安城市和泉町大下38番	
父母及び養父母 の氏名 父 安城 正男 続柄 長男 母 刈谷 春江 続柄 長女	父母及び養父母 の氏名 父 名古屋 温夫 続柄 長男 母 咲美 二女
離婚の種別 (協議離婚) <input checked="" type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/>	離婚の種別 (和解) <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/>
離婚前の氏名 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	離婚前の氏名 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
未成年の子の氏名 父(夫)が親権を行う子 安城二郎 母(妻)が親権を行う子 安城一郎、安城桃佳	未成年の子の氏名 父(夫)が親権を行う子 安城二郎 母(妻)が親権を行う子 安城一郎、安城桃佳
同居の期間 (同居を始めたとき) 令和 2 年 4 月から (別居したとき) 令和 元 年 7 月まで	同居の期間 (同居を始めたとき) 令和 2 年 4 月から (別居したとき) 令和 元 年 7 月まで
別居する前の住所 (夫の住所) <input checked="" type="checkbox"/> 妻の住所) <input type="checkbox"/>	別居する前の住所 (夫の住所) <input checked="" type="checkbox"/> 妻の住所) <input type="checkbox"/>
別居する前の世帯のおもな仕事 <input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業または農業者その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者)は5 <input type="checkbox"/> 4. 3.にあってはならない常勤労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者)は5 <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはならないその他の仕事をしている者がある世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者がいない世帯	別居する前の世帯のおもな仕事 <input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業または農業者その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者)は5 <input type="checkbox"/> 4. 3.にあってはならない常勤労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者)は5 <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはならないその他の仕事をしている者がある世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者がいない世帯
夫妻の職業 夫の職業 妻の職業	夫妻の職業 夫の職業 妻の職業
届出人署名 夫 安城 太郎 印 妻 安城 花子 印	届出人署名 夫 安城 太郎 印 妻 安城 花子 印

午前・午後 時 分 受領

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)
令和 〇年 〇月 〇日届出
愛知県安城市市長 殿

受理 第 号	
離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届) 令和 〇年 〇月 〇日届出 愛知県安城市市長 殿	
(フリガナ) 氏名 アンジョウ ハナコ 氏 安城 花子 生年月日 平成 2 年 3 月 1 日生	(フリガナ) 氏名 アンジョウ ハナコ 氏 安城 花子 生年月日 平成 2 年 3 月 1 日生
住所 (住民登録をして いるところ) 安城市桜井町大役田1番1号 コーポSAKURA101	住所 (住民登録をして いるところ) 安城市桜井町大役田1番1号 コーポSAKURA101
本籍 (離婚届とともに届出るときは、離婚前の本籍) 愛知県安城市和泉町大下38番	
変更前(現在称している氏) 氏名 安城 太郎	
変更後(離婚の際に称していた氏) 氏名 アンジョウ ハナコ	
離婚年月日 令和 〇年 〇月 〇日	
(3欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 離婚の際に称していた氏を称した後の本籍 愛知県安城市里町四丁目12番4	
届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名) 安城 花子 印	

届出日(提出する日)

同じ

同じ

同じ

空欄

同じ

法定年月日

離婚後の新しい本籍を記入

●届出できる期間は、離婚届と同時にしくは離婚の日から3ヶ月以内です。
(離婚届と同時にでない場合は書き方が異なります。詳しくは窓口でおたずねください。)

●一度届出をすると、婚姻前の氏に戻すには家庭裁判所の許可が必要になります。

※婚姻前も同じ氏の方、婚姻中に帰化された方はこの届出はできません。

★持参していただくものなどは表面を参照